

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
323	議会の解散の請求代表者証明書の交付（第91条第2項の準用）	地方自治法施行令	第100条	7日	—	法令のとおり	—	選挙管理委員会
324	議会及び議会の解散請求代表者の施設の使用に要する費用の承認	地方自治法施行令	第107条第3項	3日	—	設定している	—	選挙管理委員会
325	議会の議員の解職の請求代表者の施設の使用に要する費用の承認（第107条第3項の準用）	地方自治法施行令	第113条	3日	—	設定している	—	選挙管理委員会
326	長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第116条	7日	—	法令のとおり	—	選挙管理委員会
327	長の解職の請求代表者の施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第116条の2	3日	—	設定している	—	選挙管理委員会
328	解散及び解職の投票を同時に行う場合並びに選挙及び解散又は解職の投票を同時に行う場合における請求代表者の施設の使用に要する費用の額の承認(第116条の2・第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第120条	3日	—	設定している	—	選挙管理委員会

レコー ド番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
330	投票実施請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第13条第2項	3日	－	法令のとおり	－	選挙管理委員会
484	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第110条	7日	－	法令のとおり	－	選挙管理委員会